



# 化学製品の安全性情報支援サービス

化学製品の上市・川下企業への情報提供などに必要な安全性情報を収集・解析・提供いたします。

## 化学製品には多岐にわたる規制が適用されます

- 化学物質を扱う製品に関する国内外の法規制は多岐にわたります。国内の製造物責任(PL)法では製造者等が責任の主体者となります。また、労働安全衛生法においては、特定の化学物質に対する個別具体的な規制から自律的な管理を基軸とする規制への移行方針が示されています。製品上市前には法律の遵守のみならず、自社製品で予見される誤使用を考慮した製品安全性の検討、自社の作業環境に即した労働者の安全管理・環境対応などが必要となりますが、専門の担当者をご不在の企業では対応に苦慮されております。

## このようなご相談事項はありませんか？

- 新たな化学物質を取り扱おうとしているが、製造工程から上市に至るまで、どのように有害性情報を収集し、製品安全や作業現場管理に生かせば良いかわからない。
- 新規に取り扱おうとしている原料がナノマテリアルに該当する。現時点での安全性評価状況や将来的な懸念事項を網羅的に把握しておきたい。
- これまで問題なく使用してきた原料が、欧州で新たに内分泌かく乱物質として指定されると聞いた。指定の理由と、自社の国内事業への影響についてまとめてほしい。
- 化管法第一種指定化学物質に該当する物質を代替したいという要望を現場から受けた。代替候補物質に安全性上の問題がないかどうか、どのように確認すれば良いのか。
- 社内に専門家がないのでSDSの情報だけでは、適切な現場管理ができない。社内教育用に安全管理上のポイントをわかりやすくまとめたたい。



## このような対応が可能です

- 現在の法規制対応状況を確認したうえで、追加データ取得や新たな体制整備の要否など事業推進判断に必要な情報をご提供いたします。
- 新規に、あるいは継続して取り扱われる物質について、公的機関の評価書や確度の高い公表論文などに基づき、ご相談時点での安全性評価状況などをとりまとめます。
- 法安全性に関する評価書・文献情報などの専門的な内容を、御社内の教育資料やお客様へのコミュニケーション資料として利用しやすいように、わかりやすく簡潔な表現にまとめてご提供いたします。

直接皮膚に長期適用した場合、紅斑・腫脹・落屑などを生じることがある。

何日も皮膚に直接触れたままにすると、その部分が赤く腫れたり、表面がポロボロ剥がれたりすることがあります。

## ご相談から受注・納品までのイメージ

